

高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県土佐の木販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県産木材の県外での知名度の向上及び需要拡大を図るため、土佐材流通促進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 消費地商談会開催事業
- (2) 産地商談会開催事業
- (3) 展示会開催事業

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生ずるときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月8日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日の前において行うことができる。
- 3 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1)消費地商談会開催事業	<p>県外消費地において行う商談会の開催に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費のうち会場設営に要する経費（消耗品費及び装飾料） ・役務費のうち通信運搬費、広告料及び手数料 ・使用料及び賃借料 ・県内事業者の商談会参加に要する経費（旅費及びレンタカー借上げ料） 	2分の1以内
(2)産地商談会開催事業	<p>県外において木材の流通、販売、建築設計、施工、消費及び広報に係る関係者を対象に県内の製材工場等を訪問し行う商談会に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費のうち会場設営に要する経費（消耗品費及び装飾料） ・役務費のうち通信運搬費、広告料及び手数料 ・使用料及び賃借料 ・来県者の商談会参加に要する経費（旅費、バス・レンタカー借上げ料、保険料、資料代その他木材利用施設等の視察に要する費用） 	
(3)展示会開催事業	<p>県内外において開催する木材の展示会に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費のうち会場設営及び展示会来場者の記念品に要する経費（消耗品費、装飾料、施設運営費、人件費及びフォークリフト使用料） ・役務費のうち通信運搬費、広告料及び手数料 ・製品搬入及び搬出費 ・県内出品者の展示会参加に要する経費（旅費及びレンタカー借上げ料） 	

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

住所

名称

代表者名

生年月日

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業量	左の財源（円）		事業着手予定 年月日 事業完了予定 年月日	備考
			県補助金	その他		

3 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

4 添付書類

- ・土佐材流通促進協議会設置規約
- ・納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書
- ・県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙）

別紙

誓約書兼同意書

私は、高知県土佐の木販売促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地
(代表者・職) 氏名 (自署)

補助金交付決定通知書

申請者名

令和 年 月 日付けで交付の申請がありました令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金について、下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業として、その内容は、申請書に記載のとおりとします。
- 2 事業者は、高知県補助金等交付規則及び高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱の規定に従わなければなりません。
- 3 事業者又は補助事業等を行う際の請負等の契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協

かし、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業の内容を下記のとおり変更したいので、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更申請額

既交付決定額	円
変更後の申請額	円
差引き増減額	円

3 変更事業計画

事業区分	事業内容	事業量	左の財源（円）		事業着手予定年月日	備考
			県補助金	その他	事業完了予定年月日	

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

4 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、中止（廃止）を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金に係る
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 振込先

- 金融機関名
- 店舗名
- 預金種別
普通預金・当座預金・その他
- 口座番号
- 口座名義人

3 添付書類

事業の実績及び概算払請求額の根拠が分かる書類

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業について、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の成果

2 事業実績

事業区分	事業内容	事業量	左の財源（円）		事業着手年月日	備考
			県補助金	その他	事業完了年月日	

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額(A)	精算額(B)	差引き増減額 (B) - (A)	備考
県補助金				
合計				

(2) 支出

単位：円

区分	予算額(A)	精算額(B)	差引き増減額 (B) - (A)	算出基礎
合計				

(注) 算出基礎を枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。

(3) 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総金額	補助率	精算補助金額	既受領補助 金額	差引き補助 金未受領額 (返還額)
円	円		円	円	円

高知県知事

様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県土佐の木販売促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、高知県土佐の木販売促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額

円

- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 (A)

円

- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (B)

円

- 4 補助金返還相当額 (B) - (A)

円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。